

## 令和5年度第2回鹿児島県障害者自立支援協議会（議事要旨）

### 1 開催日時

令和6年1月24日（水） 午後2時30分から

### 2 場所

県庁 6階大会議室

### 3 出席者

- ・ 委員 18名出席
- ・ オブザーバー 県建築課住宅政策室
- ・ 事務局 障害福祉課長，障害者支援室長ほか

### 4 議事録

#### (1) 開会

委員19名のうち18名の委員が出席

#### (2) 会長あいさつ

#### (3) 協議事項

鹿児島県第7期障害福祉計画素案について

#### 【事務局】

事務局説明

#### 【委員】

今回示された圏域ごとのサービスの見込量については、各市町村が見込んだ量を基礎としているということだが、例えば、単なる積み上げではない見込量があるとしたら、どのような理由で、どのような調整を行ったのか教えていただきたい。

#### 【事務局】

サービスの見込み量については、基本的には各市町村が上げてきた見込み量をベースにしている。

考え方としては、令和5年度の4月から10月までの実績をもとに、1か月あたりのサービス利用量を推計する。この推計した令和5年度の実績に対して、各市町村が積み上げを行った各年度の見込量（令和6～8年度）の伸び率をかけて、県の全体の見込量というのを算出している。

この考え方は、現行の計画の考え方と同様である。

### 【委員】

36 ページから 37 ページの第 6 期計画の実績の部分で確認。「一般就労への移行者数」の目標値が 274 人、令和 4 年度の実績が 203 人となっているが、活動指標にも同じように一般就労移行者数の項目があり、目標値 271 人、実績 188 人となっている。

内訳が違うのであれば、その内容を添えてあげると、その違いを読み手が理解しやすいのではないか。

### 【事務局】

「一般就労への就労移行者数」の目標値 274 人、実績 203 人について、これの内訳としては、この下に掲載している 3 つの事業に加えて、生活介護と自立訓練の 2 つを含んだ数値である。

令和 4 年度の実績で、就労移行支援事業が 94 人、就労継続支援 A 型が 31 人、就労継続支援 B 型が 63 人、この 3 つを足すと 188 人となり、活動指標の「就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数」の実績 188 人と合致する。

つまり「一般就労への就労移行者数」の目標値には、3 つの事業の合計に加えて生活介護と自立訓練が含まれており、活動指標の「就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数」は、3 つの事業の合計ということ。わかりにくいところがあるかと思うので、御意見を踏まえて、注釈を入れたい。

### 【委員】

3 ページの計画の期間について、障害福祉計画と障害者計画が載っている。5 年計画である障害者計画にも目を通させてもらったが、こちらには防災という大事な部分が記載されている。この第 7 期障害福祉計画には防災の記載がなくてよいのか。

### 【事務局】

まず、計画の位置付けについて、障害者計画は、障害者基本法に基づいて策定をしており、基本的な障害者に対する施策ということで位置付けされている。今協議いただいている障害福祉計画より、幅広く基本的な施策について記載がされている。

第 7 期障害福祉計画の素案については、根拠としては障害者総合支援法に基づいて策定をしており、法律上の位置付けとしては、サービスの見込量と、それを確保するための方策について記載をするということになっている。

本県としては、サービスの見込量と、それを確保するための方策に加えて、障

害者計画の中で位置づけている重点施策について第2章で記載しており、障害者計画と同じ項目をこの障害福祉計画にも盛り込んで、具体的な施策として記載をしている。必ずしも連動するものではないが、障害者計画の中から重点施策を、この障害福祉計画にも位置付けて、より詳しい施策を記載している。

#### 【委員】

年明け早々、災害によって一瞬で生活を奪われた現状を垣間見て、サービス事業所として、BCP（事業継続計画）という部分を改めて重要視しなければいけない状況だと考えている。

災害だけではなく、感染症対策など、そこに関して触れられている部分を今回の計画の中でお見受けできなかった。今から入れ込むのも大変かと思うが、そういう一文もしくは巻末資料等があると、市町村への啓発になり障害者計画と連動していることを理解し、目を通していただける形になるのかなと思い質問させていただいた。

#### 【事務局】

この計画の中のどの項目に位置づけるかというところもあるが、御意見いただいたのを踏まえて検討させていただきたい。

#### 【議長】

今BCPの件が出たが、BCPと同じ位置付けで障害福祉計画の中で出ないものとして、福祉人材の確保がある。事業の見込み数や利用数が出ているが、担い手側として、事業者側の皆さんのところも人材難に陥っているかと思う。BCPに関しては、指導監査における項目として、これが具体的に我々事業者には課されるということも含めて検討していただければと思う。

障害者計画の方は、障害者権利条約を批准するにあたって、内閣府が、国として障害者計画を作りましょう、これに準じて都道府県もやりましょう、というもの。横断的に、全ての省庁がコミットするところに障害者計画は関係してくる。

障害福祉計画の方は、事務局が説明されたとおり、具体的な数字を示すために必要な計画としてある。計画の期間はずれていても、中身としては重点施策も含めて連動してくるが、それぞれ計画が分かれているのは、障害者計画は障害者権利条約に基づく改正障害者基本法に基づいてできているからである。

今回の第7期障害福祉計画は、御説明いただいているとおり、数値目標をしっかり立てて、具体的な地域移行をやっていく、あるいは施策として推進していくもの。目標値を設定して、しっかりと検証していきましょうという流れを、県がトップとなって市町村の皆さんと進めていきましょうというようになっている

とお見受けしている。

個人的には、今回は脚注を7つもつけていただいて、これからパブリックコメントを求めるに当たっても、新しい用語などを、それなりに丁寧に解説していただいている。恐らく7つの項目は、今回、特に重点的に力を入れていくというこの表れでもあるとお見受けしている。

#### 【委員】

資料2, 前回発言させていただいたことを反映していただいて、ありがとうございます。

資料1の17ページ。基幹相談支援センターのことについて、努力義務化のこと等を丁寧に書いていただいているところが。

「基幹相談支援センターの役割のイメージ」の図について、視覚的に見ていただけることになると思うが、ちょっと古いかと思う。

主任相談支援専門員が入っていないことや、これまでは基幹相談支援センターの4つの柱ということでやってきたが、必ずしもこの4本柱じゃないだろうといったところ。今回の努力義務化に合わせて、その基幹センターの機能・役割というのを国は整理したと言っていると、私は認識している。

例えば、地域移行定着は拠点がやっていく方向性。総合相談はそもそも、委託相談も特定もやっている。権利擁護の部分も、虐待防止窓口の委託を受けることはあるが、成年後見についてもセンターが整備されてきている。

今回の努力義務化で強調されているのが、相談支援体制の強化の部分、体制整備について。人材育成は地域でやるとか、支援者支援について、強く打ち出されていると思っている。さらにその下の協議会に関わる、場合によっては運営に積極的に関わりながらの地域づくり、そういったことが前面に出されていると思っている。これらが反映された別のイメージ図がもう出ていたかと思う。

この計画も、この後3年間見ていくことになるので、このイメージ図が使われなくなるのであれば、やはり最新のものがいいのかなと思った。

#### 【事務局】

また最新の情報を確認して、おっしゃったような趣旨のものがあれば、差し替えさせていただきたい。

#### 【委員】

18ページ、人材の育成・確保が重点項目ということで、質問させていただきたい。前回、前々回もキャリアアップ、特に主任相談支援専門員に関しての提言というところも、各地域から声が上がってきていることが議題にあがってきて

いたかと思う。その中で、どういうキャリアを積んでいくと現任、主任に向かっていけるのかというところで、キャリアアップの指針みたいなものが必要だろう、見える化が必要でしょう、という議論になったかと思う。

その部分が人材の育成・確保という部分にざっくり当てはまるのかな、と考えているところ。中身の方では各種研修というところもあるかと思いますが、ここに向けたキャリアアップの指針みたいなものの策定というところは、今回の素案に乗せるのはいかがでしょうか。

#### 【事務局】

第1回の協議会の中で、計画とは別の部分ではありましたが、人材育成ビジョン的なものを、この協議会で検討してはどうかというような御意見をいただいたところ。58 ページ、成果目標「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」の目標達成のための方策として、「相談支援専門やサービス管理責任者等について、市町村及び研修機関と連携しつつ、地域のニーズを踏まえた計画的な育成に資するよう県自立支援協議会等で検討します。」の部分が、前回御意見いただいたところに対応する部分で、こういった検討を協議会でさせていただければということで、今回盛り込んだところである。

#### 【委員】

7 ページの発達障害の「代表的な発達障害」の図の分類が、今現在もこの分け方にはなっているかと思うが、診断の名称や医学的などところでちょっと変わってきたりしている。混乱が生じないようにするとしたら、図の出典を下に入れておいた方がいいのではないか。そういうことができるのであれば、よりわかりやすいと思う。

#### 【事務局】

御意見踏まえて出典を入れさせていただきたいと思う。

#### 【委員】

17 ページの基幹相談支援センターについて。鹿児島地域振興局管内のある市が、障害者手帳を持っている方やサービス利用者などを対象に、今年度、アンケート調査を実施し、約半数の方が、基幹相談支援センターの名称を聞いたことがない、また、半数以上の方が、どのような役割があるのか知らない、と回答している。

周知が十分に行き渡っていないという状況があると思っている。市においても様々な方法で周知に努めているというところではあるが、県においてもまず

は周知に力を入れていく必要があるのではないか思っている。

**【事務局】**

周知については、市町村とも連携して、どのような方法があるのかというところも含めて、市町村と話をしながら検討したいと思う。

**【議長】**

御意見等、他にないようであれば、これで本日の会議を終了する。

以上で本日の会議を終了する。